

みんなでささえる 国保会計



～ よくあるお問い合わせについて ～

皆さんから寄せられるさまざまなお問い合わせの中でも特に多い質問で、「保険証」についてお答えします。

■ほかの健康保険に加入したのですが、国保は自動的に喪失しますか？

新しく入った健康保険から、保険を変更した連絡は国保系には来ません。本人の届出がなければ国保は喪失されずにそのまま継続され、国保税もかかったままになります。

ほかの保険になってから国保の保険証で医療機関を受診すると、かかった医療費を全額国保に返していただくこととなりますのでご注意ください。

ほかの健康保険に加入した場合は、国保の保険証と新しい職場の健康保険証、印かんとマイナンバーがわかるものをお持ちのうえ、14日以内に本庁または佐賀支所の担当窓口へ届け出てください。

■切り替え時期になっても保険証が届かないのですが、どうしてですか？

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。

以下の理由で保険証が届かない場合がありますので、ご確認ください。

- ・ 役場の住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っている。
- ・ 今住んでいる所は、住民票の住所ではない。
- ・ 75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者である。

(後期高齢者医療の保険証の切り替え時期は8月1日で、毎年7月下旬に発送。)

また、保険証は宛先が記入されている23cm×10cmの長方系の台紙から切り離して使用する形になっていますので、保険証と思わず処分したという事例もあります。

～ 国保税の口座振替について ～

口座振替制度とは、国保税などをお届けいただいた口座から振替するものです。納付のたびに金融機関の窓口などに出向く必要がなくなり、便利で確実な納付方法です。

口座振替の手続きは、黒潮町および四万十市内のJA高知、郵便局、各銀行、高知県信漁連などの窓口にて口座振替依頼書を備え付けてありますので、上記の窓口で申し込みをしてください。

■お申し込みに必要なもの

- ・ 預金通帳
- ・ 通帳のお届け印
- ・ 納税通知書など納税義務者のわかるもの

※この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

～ 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について ～

令和2年1月1日から令和3年6月30日までとなっていた適用期間が、令和3年9月30日までに延長となりました。

- お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112
- 口座振替についてのお問い合わせ
本庁 住民課 収納係 ☎43-2816